

## 都市計画法第32条に関する同意申請について

(千葉市建設局土木部路政課)

### I 申請にあたって

- 1 申請書類は、図面着色のうえA4ファイルにまとめ、ファイルの前面・側面に開発件名と事業者名を記入し、目次・インデックスを付けて1部作成し、路政課へ提出すること。  
また、ファイルには連絡先（名刺）を明記すること。
- 2 同意書交付までの標準処理期間は、申請書の受付後約2週間（土・日曜、休日を除く。）程度です。  
なお、標準処理期間は申請の処理に要する期間の目安であるため同意書の交付を約束するものではありません。

### II 申請書類

- 1 同意申請書
- 2 開発行為の概要
- 3 設計説明書
- 4 公共施設の管理者に関する事項  
(区域外の整備事項も明記、その際摘要欄に区域内・外を明示すること)
- 5 位置図
- 6 公図（区域周辺及び道路対面の土地所有者も記入すること）
- 7 道路境界確定図（写し）
- 8 求積図（開発区域内及び帰属・寄付丈量図）
- 9 公共施設用地の新旧対照図・表
- 10 廃道同意書（市から事業主へ帰属される土地がある場合、隣接土地所有者の同意を得ること）
- 11 現況図（市道認定番号を明記すること）
- 12 土地利用計画図
- 13 造成計画平面図・横断図
- 14 排水計画平面図
- 15 区域外道路整備図（現況図と計画図に分け、舗装復旧断面図を記入すること）
- 16 各種構造図（品名、寸法、基礎等を記入すること）
- 17 軌跡図（歩道切下げ幅が、6.0mを超える場合に添付すること）
- 18 その他（雨水流出抑制関係図面・計算書、地下埋設物等）
- 19 道路計画平面図（測点記入・安全対策）
- 20 道路計画縦断図（平面図の測点と一致させること）
- 21 道路標準断面図・横断図（測点ごと）
- 22 警察協議の議事録及び協議図面
- 23 地下埋設物関係図（ガス管、水道管等）
- 24 その他

※協議等で来庁する際は、事前に電話連絡をお願いいたします。

連絡先：千葉市建設局土木部路政課 路政班 電話043-245-5371